

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
の一部を改正する政令の概要

平成 30 年 4 月
総務省行政管理局

1. 趣旨

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（平成 30 年 2 月 2 日閣議決定。以下「改正法案」という。）附則第 4 条による独立行政法人国際観光振興機構法（平成 14 年法律第 181 号）の一部改正に伴い、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）の一部を改正するものである。

2. 内容

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令別表第 1 は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 1 条第 1 項に規定する個別法の規定に基づき中期目標管理法人が積立金の処分や国庫納付金の納付を行うに際しての根拠条項等を定めており、同政令別表第 1 第 2 欄で引用している独立行政法人国際観光振興機構法第 10 条第 1 項が第 11 項第 1 項に条ずれすることとなるため、同表の一部を改正するものである。

3. 施行期日

公布の日

（参考）

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）（抄）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 （略）

4 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

○独立行政法人国際観光振興機構法（平成 14 年法律第 181 号）（抄）

第十条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第四項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2～4 （略）

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。